

平成 29 年 4 月 27 日
関東東北産業保安監督部

鉱山保安法に関する嚴重注意について

平成 29 年 4 月 27 日、関東東北産業保安監督部は、羽鶴鉱山（鉱種：石灰石）において、平成 28 年 12 月 28 日に発生した発破のためによる災害について、特別検査等を実施した結果、鉱山保安法違反が認められたため、同鉱山の鉱業権者である日鉄鉱業株式会社（法人番号 5010001008730）に対し嚴重注意文書を交付し、災害の再発防止を求めました。

1. 平成 28 年 12 月 28 日、当部管内に所在する栃木県の羽鶴鉱山（鉱種：石灰石）において、発破を行った際に飛石が発生し、市道保護擁壁及び市道路面に衝突する災害が発生しました。
2. 当部が、同鉱山に対し特別検査等を行った結果、発破実施の際、岩盤状況が脆弱であったため飛石の発生を予見し、過去の経験を踏まえて火薬の装薬量を減少したが十分ではなく、また、保安規程の下位規定である作業手順書に定められていることを承知しておきながら、火薬量を減じるビニールチューブや飛翔を防止する防爆シートを使用しなかったため、結果的に過装薬となり、飛石に至ったものと判明しました。
3. 一方、作業手順書を遵守していないことに加え、保安管理体制を構築する者においては、作業手順書や発破規格が遵守されていない状態を看過し、その責務を果たしていないことから鉱山保安法第 21 条違反が認められました。
4. このため、当部は、同鉱山の鉱業権者に対して、嚴重注意を行うとともに、法令の遵守、保安管理体制の整備、鉱山労働者に対する保安教育の効果を検証し、有効な保安教育の実施の徹底により再発防止を求めました。

（本発表資料のお問い合わせ先）

関東東北産業保安監督部 鉱山保安課長 平田 憲司

担当者：松村、金井

電話：048-600-0436